

序章 計画作成の目的と経緯

1 白岡市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

(1) 背景

有形、無形の文化財が現している地域の歴史文化は、人々の営みと密接にかかわりながら地域に深く根ざし、その地域を特徴付ける風土や気風、お国柄などといった、いたって感覚的な部分にまで影響を与えています。

私たちがふるさと白岡を誇りに思うことや、白岡を訪れる人々が言葉にできない「白岡らしさ」に惹かれたり顔をほころばせたりするのは、そこに漂う「雰囲気」が知らず知らずのうちに白岡の歴史や伝統文化を醸し出しているからにほかなりません。

私たちが、先人から受け継いだ地域の歴史文化を後世に伝えていくことは、私たちに与えられた責務であるといえましょう。

しかし、全国的にみると、過疎化や少子高齢化、地震や台風などの災害の影響によって地域コミュニティが崩壊し、受け継がれてきた歴史文化の担い手が確保できなくなるといった問題や、祭りや伝統芸能の内容の変質、さらには継承自体が断絶してしまうといった問題がクローズアップされています。

白岡市は、首都 40km 圏に位置するという地理的条件から高度経済成長期以降、徐々に開発が進行し、昭和 62 年（1987）白岡ニュータウンの整備に伴う JR 宇都宮線新白岡駅の開業、首都圏中央連絡自動車道の開通にともなう白岡菖蒲インターチェンジや久喜白岡ジャンクションの設置などから急速に都市化が進行しています。この 30 年間で人口は約 1.5 倍となり令和 8 年（2026）3 月現在約 52,100 人を数えるまでに増加しました。しかし、人口構成は、高齢者人口（65 歳以上）の増加傾向が続いており、平成 28 年（2016）には 25% を突破しました。

歴史文化を支えてきた世代の高齢化に加え、新住民の増加、ライフスタイルや社会構造の変化に伴う価値観の多様化などによって、地域で守られてきた行事や祭礼などの継承や社寺の維持をどのように引き継いでいくべきかなど課題が山積しています。例えば、「耕地」や「組」といわれる地域の小規模なコミュニティの間で維持されてきた行事が途絶えたり、地域のお地蔵さまやお堂の祭礼などが廃れたりし始めています。

白岡市には、観光拠点となるようなお城や国宝、重要文化財はありませんし、特別な伝統芸能があるわけでもありませんが、地域にとってはかけがえのないもの、伝えるべきもの、白岡ならではの歴史や文化財がたくさん残されています。これらを総合的に把握し直し、保存と活用のバランスの取れた魅力ある取組を進めることで地域を活性化するような文化財施策が重要であると考えています。

(2) 目的

白岡市は、令和 3 年（2021）に「白岡市文化財保存活用地域計画」（以下「第 1 期計画」といいます）を作成し、行政や協力団体のみならず、市民や地域など多様な主体が連携して指定・未指定の区別なく総合的に把握し周辺環境まで一体的に捉えて文化財を守り、活かしていくための事業を進めてきました。計画期間は、令和 3 年（2021）度から令和 7 年（2025）度までの 5 か年度であるため、第 1 期計画を見直しました。

第1期計画で目指した市民提案型の関連文化財群「白岡遺産」制度の創設は、令和5年(2023)の「白岡遺産保存活用市民会議」の設立と運営という形で実を結び、従来までの指定・登録制度に加え、白岡市の文化財保護を支える仕組みが出来上がりました。市民提案型の文化財保護制度によって、関連文化財群を「白岡遺産」として認定し、末永く保存・活用していくための組織である白岡遺産保存活用市民会議が発足したことは、第1期計画作成時と比較し、文化財保護の幅が大きく広がったといえます。こうした状況から、指定・登録・白岡遺産による新たな文化財保護制度を運用し、定着させていくことを目的として、「第2期白岡市文化財保存活用地域計画」(以下「本計画」といいます)を作成しました。

① 地域の文化財を地域の手で守る

地域の文化財を地域の手で守り伝えるという強い信念を持ち、市民、行政、地域の協力団体等が一丸となって白岡の歴史文化を守り継承することで、地域を誇りに思う気持ちが育まれ、その気持ちがさらに地域の歴史文化に磨きをかけていく良い連鎖的效果を生むことが期待できます。

また、ボランティアを育成し活躍の場を提供することは、人材やキャリアの活用策として、地域と学校や地域と地域などをつなぐ架け橋として、さらには経済活動など様々な波及効果が期待されます。

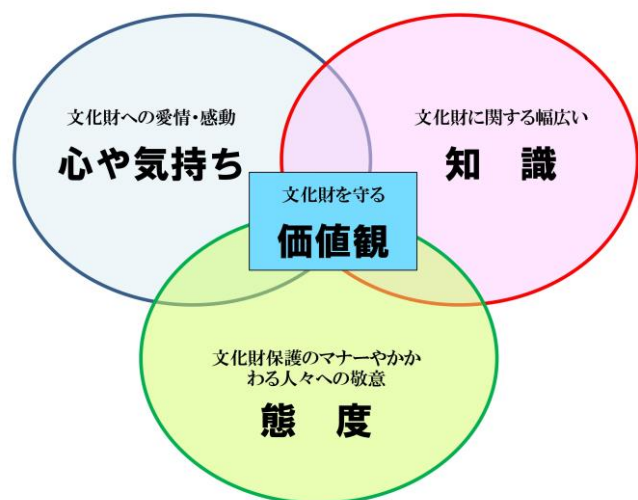
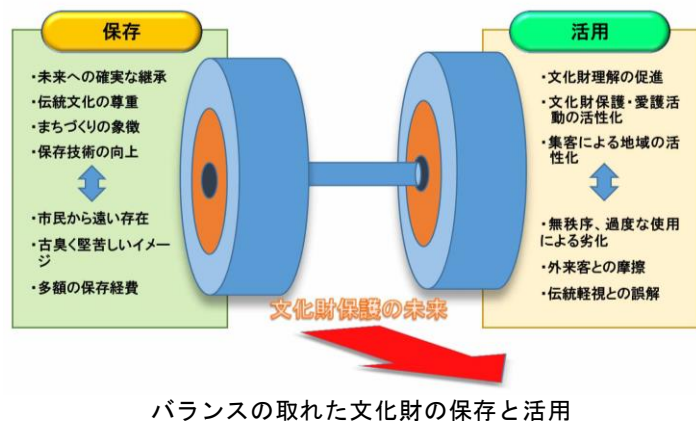
② 守るためにはよく知ってもらうことが大切

地域の文化財を地域の手で守るためには、地域の方々が地域の文化財に愛着を持ち自ら守ろうという意識を持つことが重要です。しかし、「指定文化財があるというけれど、見たことも接したこともない。」という状況が生じてしまっています。大切守ることはもちろんですが、もともと地域の人々の手で守られてきた文化財が地域から切り離されてしまっているのは、世代を超えた愛護精神や保護意識を紡いでいくことは難しいといえます。

地域の文化財を地域の手で守り続けるためには、十分な保存措置を講じることとともに、できるだけ開かれた普及・活用措置がとられることが重要です。

十分な保存措置と開かれた普及・活用措置は、今後の文化財保護施策に欠かすことのできない車の両輪です。元来、保存と活用は一体のもので、どちらかが過大・過小になつては、まっすぐには進みません。

もう一つ、しっかりとした文化財保護



文化財保護教育の3要素

教育の確立が重要です。

これまで実施してきた生涯学習講座や学校と連携した出張授業、歴史資料館の展示解説や体験学習などの取組を通じて、文化財や地域文化への興味や楽しさ、愛護意識などの《心や気持ち》と、文化財に関する《知識》を伝えることができました。また、これらの教育普及事業は、文化財を守る上で必要なマナーや、文化財の持ち主や文化財保護の支援をしてくれる人々の努力に対する敬意など、私たちが身に付けておかなければならない《態度》を伝えることも可能です。

文化財保護についての《心や気持ち》、《知識》、《態度》を育むことは、文化財保護に関する普遍的な《価値観》を育むことであり、文化財保護に取組む仲間を増やしていくことにほかなりません。

私たちは、先人から託された文化財のバトンをよりよい形で未来に引き継ぐために必要な施策を講じていく道しるべとして本計画を作成しました。

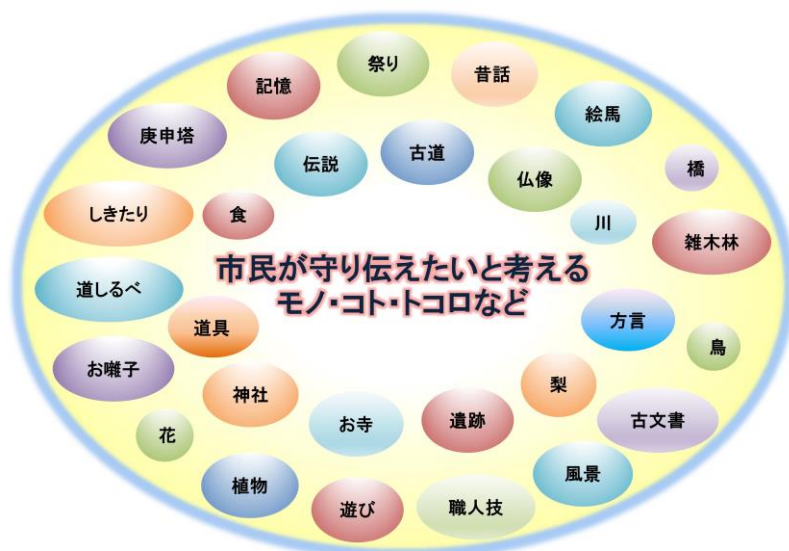
2 本計画で扱う「文化財」の範囲

文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の六つの類型に定義しています。

また、文化財の保存技術や埋蔵文化財も保護の対象としています。



文化財保護法による6種類の文化財



本計画で対象とする「文化財」

文部科学大臣は、文化財のうち重要なものを、指定、登録、選定、選択して保護の下に置くことができます。また、地方自治体は、条例を制定し国指定等の文化財以外の重要な文化財について教育委員会が指定・登録等を行い保護しています。

本計画は、指定・登録されている文化財はもちろんですが、未指定の文化財や、伝承・伝説、文化財を支える技術や用材

など、文化財保護法の類型におさまらないものも含め、地域の人々が守り伝えたいと考える物（モノ）・事（コト）・所（コロ）などのすべてを広く「文化財」として捉え、保存・活用の

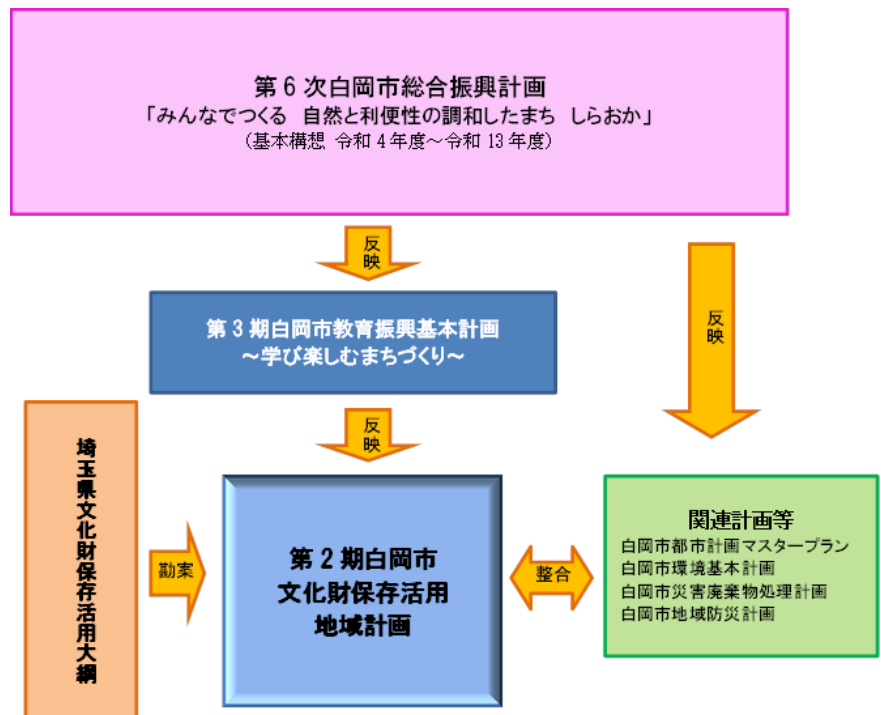
対象とします。

3 本計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、白岡市における文化財の総合的な保存・活用の基本計画並びに行動計画として作成するもので、「白岡市総合振興計画」を上位計画とする個別計画です。また、「白岡市教育振興基本計画」を反映するとともに「埼玉県文化財保存活用大綱を勘案し、「白岡市都市計画マスタープラン」、「白岡市地域防災計画」などの関連計画等及び」との整合を図ります。

(1)「白岡市総合振興計画」

令和 3 年度に「第 6 次白岡市総合振興計画」として策定されました。基本構想は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間で、現在は、前期基本計画期間（令和 4 年度～令和 8 年度）です。目指すべき将来像を「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」としています。分野ごとの政策目標の中で、子育て・教育・文化に関する取組を示し、「時代を担う人と豊かな文化を育むまち」を目標に掲げています。



前期基本計画の具体的内容

本計画の位置づけ

3	次代を担う人と豊かな文化を育むまち（子育て・教育・文化）
4	社会教育の充実
	(3) 郷土の文化財に親しみ、理解し、市民の力で守り伝える活動を推進します
	①「白岡市文化財保存活用地域計画」の取組内容を踏まえ、文化財を総合的に把握するとともに、文化財の確実な保存と継承に努めます。
	②市民との連携を促進し、「地域の文化財を地域の手で守る」取組を推進します。

各分野の目標中、本地域計画と関連のある事項

2	自然とともに安全で安心して暮らせるまち（自然環境・生活安全）
3	環境の保全
	(3) 環境保全活動を強化します
	①身近な生活環境への関心と問題意識を持っていただけるよう、市民に向けた学習機会の拡大や児童・親子に向けた環境学習、体験学習の実施などに取り組みます。
	②幅広い世代や様々な主体に埼玉県が推進する「エコライフDAY埼玉」への参加を呼び掛けるなど、地球温暖化や地球環境保全に配慮した生活の定着を促進します。

4 地域の産業が活発でにぎわいのあるまち（産業・雇用）	
2 商工観光の振興	
(3) 観光の振興を図ります	
① 既存の観光資源を保全するとともに、地域特性を生かし、まち独自の魅力を創出できるイベントの開催を支援します。	
② 道の駅などの地域活性化に資するにぎわい拠点について検討します。	
③ 観光協会等の関連団体との連携を強化し、その活動を支援するとともに、観光ボランティアをはじめ、まちの魅力を紹介できる人材の育成・確保に努めます。	
6 多様な市民が主体的に活躍するまち（協働・人権）	
1 参画と協働によるまちづくりの推進	
(1) 地域の活性化を図ります	
① 大山・菁莪地域をはじめ、人口減少や高齢化が顕著な地域については、生活利便性の向上を図るなど、地域の活性化を図ります。	

(2) 「白岡市教育振興基本計画」

第3期白岡市教育振興基本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間としています。基本理念を「学び楽しむまちづくり～次代を担う人と豊かな文化を育む～」とし、3つの施策目標と13の施策項目を設けています。

施策目標「社会教育の充実」の中の施策項目「郷土の文化財に親しみ、理解し、市民の力で守り伝える活動の推進」では、「文化財の総合的把握の促進」「歴史文化の保存と継承」「歴史文化の情報発信・普及活用の充実」「市民との連携協働による歴史文化の保存・活用」の4点を施策の方向として位置付けています。

(3) 関連計画

① 「白岡市都市計画マスタープラン」(計画期間:令和6年～令和15年)

平成13年度に策定されたマスタープランを平成29年(2017)3月と令和6年(2024)12月に改訂したもので、白岡市総合振興計画と同様の「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」をまちの将来像として掲げています。特に、自然環境や歴史的な景観資源の保全・活用についての整合を図ります。

② 「白岡市環境基本計画」(計画期間:令和3年～令和12年)

令和2年度に策定された計画を令和8年(2026)3月に改訂したもので、望ましい環境像を「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」とし、「市・市民・事業者」の協働を前面に謳ったものです。特に、自然環境の保全についての整合を図ります。

③ 「白岡市災害廃棄物処理計画」(新規策定:令和2年、随時改訂)

令和2年(2020)3月に策定された、地震や水害などの災害時に発生する廃棄物の処理に関する計画で、被災文化財を緊急措置へつなげるために整合を図ります。

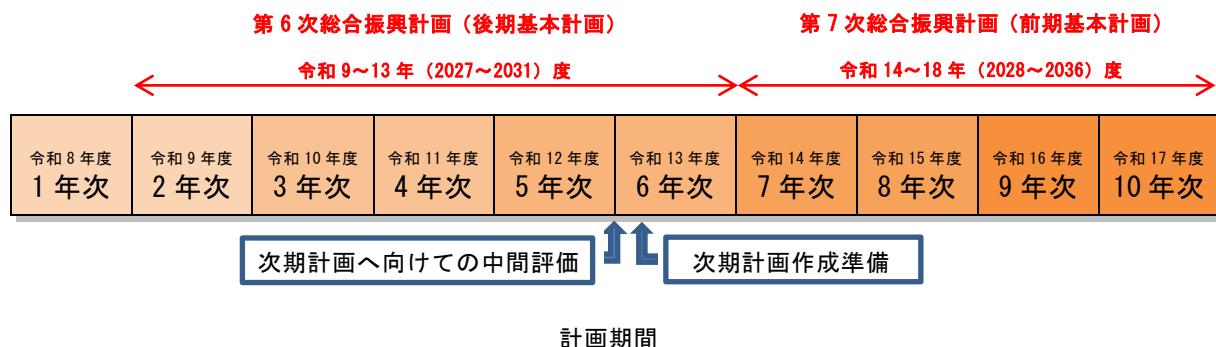
④ 「白岡市地域防災計画」(最新改訂:令和6年、随時改訂)

令和6年(2024)3月に最終改訂が行われています。第4編第8節「文化財災害対策計画」をはじめ各対策計画等との整合を図ります。

4 計画期間

本計画の計画期間は、第6次白岡市総合振興計画の後期基本計画期間と整合するため、令和8年（2026）度から令和17年（2035）度までの10か年とします。本計画の内容を、令和9年（2027）度から令和13年（2031）度を計画期間とする第6次白岡市総合振興計画の後期基本計画に反映します。

また、本計画の着実な実施のため、適切な進捗管理を行い、必要に応じた見直しを行うとともに計画期間終了前の適切な時期に自己評価を行うものとします。その結果は、次期地域計画及び次期総合振興計画の前期基本計画に反映させるほか、必要に応じて計画の変更を行います。



5 計画変更

本計画を変更する場合は、変更の認定を文化庁長官から受けます。ただし、「計画期間の変更」と「区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」及び「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」以外の軽微な変更を行う場合は、変更内容について埼玉県及び文化庁へ情報提供します。

6 計画の進捗管理と自己評価の方法

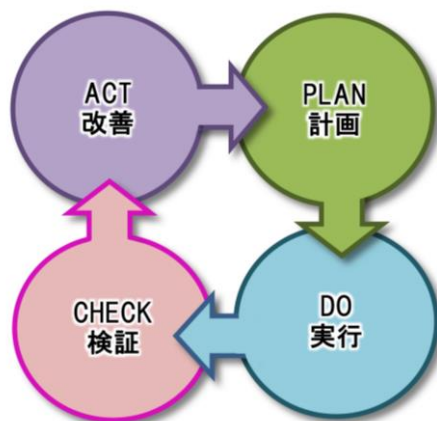
10か年にわたる本計画の5年次が終了した時点で中間評価を実施します。中間評価は令和13年度を予定しており、評価結果は令和14年度から令和18年度を計画期間とする次期総合振興計画の前期基本計画に反映させます。

個々の事業の評価は、達成度合いを数値に現しにくい性質のものや、短期的な成果が上がりにくい事業が存在することから、目的に応じた評価基準を設け、適切な評価に心がける必要があります。

評価以上に重要となるのが、検証と改善です。地域における文化財保護の意識の醸成度合いや社会情勢の変化、調査の深度などを総合的に検証しながら、改善を繰り返すことで、地域の文化財を地域の手で守り伝える取組を進めます。

7 第1期計画の評価

市民提案型の文化財保護制度として、「白岡遺産」制度を提唱し、それを運用するための組織である白岡遺産保存活用市民会議を設置できたことは、第1期計画の大きな成果です。また、仏像調査や文化財を守りながら活かす道筋を考える市民参加のワークショップの開催について



評価方法

も、着実に推進することができました。一方、ボランティアの育成や防災・防犯に関する取組は着手に至らなかった点も多く、課題を残しています。ボランティアの育成は、白岡遺産保存活用市民会議との協働の中で進めていくことが可能です。文化財の防災・防犯は、仏像調査を進めながら、随時、寺院を中心に文化財の所在や保管状況を確認しているところです。

当市では、令和3年（2021）度の白岡市文化財保護条例の一部改正において、地方登録制度を導入し、市登録文化財を登録することが可能となりました。加えて、市民提案型の保護制度によって関連文化財群を「白岡遺産」として認定し、末永く保存・活用していくための組織である白岡遺産保存活用市民会議が発足したことは、第1期計画作成時と比較し、文化財保護の幅が大きく広がったといえます。こうした状況から、指定・登録・白岡遺産による持続可能な文化財保護制度を運用し、定着させていくことが本計画の課題です。

■第1期計画の成果

- ・白岡遺産保存活用市民会議の設置
- ・仏像調査の実施
- ・文化財保存活用ワークショップの開催

■第2期計画の展望

- ・ボランティアの育成
- ・文化財防災・防犯体制の構築
- ・持続可能な文化財保護制度の運用

8 計画作成の体制と経過

本計画の作成にあたって、文化財保護法第183条の9の規定に基づいて定めた、白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「策定協議会」といいます）の設置要綱に沿って、文化財の所有者、文化財に関係する機関・団体の代表者、歴史及び文化財に関する学識経験者、商工団体の代表者、観光関係団体の代表者などから構成された策定協議会委員を選任しました。策定協議会は令和7年（2025）度に3回開催し、委員からの意見聴取、本計画の具体的内容についての検討と審議を行いました。令和7年（2025）度に5回開催した白岡市文化財保護審議会においても本計画の進捗を報告するとともに、意見聴取を行いました。

令和7年度 白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

No.	氏 名	所属・役職等	専門分野
1	◎宮瀧 交二	大東文化大学文学部教授	古代史
2	○板垣 時夫	白岡市文化財保護審議会会長	民俗学
3	町田 歩未	埼玉県教育局文化財・博物館課主任	民俗学
4	大久保 茂之	白岡市指定文化財所有者	
5	大久保 要夫	野牛文化財愛護会会長	
6	岡安 良	白岡遺産保存活用市民会議代表理事	
7	中村 輝久	白岡市商工会事務局長	
8	佐々木 紀之	白岡市観光協会事務局主査	

9	小林 知史	白岡市企画政策課課長	
10	黒須 靖之	白岡市商工観光課課長	
11	長谷川 亘	白岡市教育委員会教育部部長	
12	岩楯 浩志	白岡市教育委員会生涯学習課課長	

事務局

No.	氏 名	所属・役職等	専門分野
1	杉山 和徳	白岡市教育委員会教育部生涯学習課主査	考古学
2	奥野 麦生	白岡市教育委員会教育部生涯学習課主任専門員	考古学
3	田中 優起	白岡市教育委員会教育部生涯学習課主事	考古学

令和7年度 白岡市文化財保護審議会委員

No.	氏 名	所 属	専門分野
1	新井 浩文	埼玉県立文書館学芸主幹	中世史・歴史的公文書
2	◎板垣 時夫	元白岡市教育委員会参事・さいたま民俗文化研究所	民俗学
3	黒津 高行	日本工業大学名誉教授	建築史・意匠
4	田中 裕子	さいたま市岩槻人形博物館館長	民俗学・博物館学
5	林 宏一	元埼玉県立博物館館長	美術史（仏像）
6	○林 貴史	元白岡市教育委員会町史編さん室	近世史・被災文化財
7	平澤 香	平成国際大学特任教授	地理学・文化財教育

◎印：会長 ○印：副会長

地域計画作成の経過

期 日	項 目	摘 要
令和7年5月2日（金）	第1回 文化財保護審議会	第1期計画自己評価報告
令和7年7月2日（水）	第1回 地域計画策定協議会	正副協議会長選出、本計画概要説明ほか
令和7年7月8日（火）	第2回 文化財保護審議会	本計画概要説明
令和7年9月24日（水）	第3回 文化財保護審議会	本計画進捗状況説明
令和7年10月29日（水）	第2回 地域計画策定協議会	本計画進捗状況、パブリックコメント案説明
令和7年11月19日（水）	庁内関係各課協議	本計画概要説明、各課の取組内容に関する協議
令和7年11月20日（木）	第4回 文化財保護審議会	本計画進捗状況、パブリックコメント案説明
令和7年12月1日（月）	市議会定例会行政報告	本計画進捗状況、パブリックコメント案説明
令和7年12月2日（火） ～12月19日（金）	庁内全課協議	本計画に関する周知及び修正案等の調整
令和8年1月14日（水） ～2月14日（土）	パブリックコメント	閲覧5か所、市HPで公開
令和8年2月17日（火）	第5回 文化財保護審議会	本計画案承認、パブリックコメント説明
令和8年3月26日（木）	第3回 地域計画策定協議会	本計画案承認、パブリックコメント説明